

平成 25 年 12 月

第 3 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

- 議案第 1 3 6 号 平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 1 3 7 号 平成 2 5 年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算
（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 1 3 8 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 9 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 0 号 尼崎市提案型協働事業審査会条例について
議案第 1 4 1 号 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例及び尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 2 号 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 3 号 尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 4 号 公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 5 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 6 号 尼崎市営住宅等 P F I 事業者選定委員会条例について
議案第 1 4 7 号 尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 8 号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 9 号 尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について

議案第 150号 尼崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例
について

議案第 151号 尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例
について

<その他>

議案第 152号 工事請負契約について（成徳小学校本校舎棟等耐震
補強工事）

議案第 153号 指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者デ
イサービスセンター）

議案第 154号 指定管理者の指定について（総合老人福祉センター）

議案第 155号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

予 算

議案第 136 号

平成 25 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 25 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 628,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 198,857,230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表市債補正」による。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		11,090,000	77,966	11,167,966
	05 地方交付税	11,090,000	77,966	11,167,966
40 国庫支出金		43,037,018	59,308	43,096,326
	05 国庫負担金	37,432,038	59,308	37,491,346
45 県支出金		9,009,408	196,129	9,205,537
	05 県負担金	5,643,424	29,654	5,673,078
	10 県補助金	2,287,621	166,475	2,454,096
65 繰越金		139,396	7,297	146,693
	05 繰越金	139,396	7,297	146,693
75 市債		29,536,500	288,000	29,824,500
	05 市債	29,536,500	288,000	29,824,500
歳入合計		198,228,530	628,700	198,857,230

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		89,430,862	348,700	89,779,562
	10 児童福祉費	22,439,681	348,700	22,788,381
50 教育費		24,242,604	280,000	24,522,604
	10 小学校費	9,706,893	280,000	9,986,893
歳出合計		198,228,530	628,700	198,857,230

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	法人保育園分園設置促進事業	95,769
15 民生費	10 児童福祉費	子ども・子育て支援制度関係事業	60,000
15 民生費	25 青少年費	児童ホーム整備事業	36,500
15 民生費	25 青少年費	児童育成環境整備事業	25,000
50 教育費	10 小学校費	学校施設耐震化事業	280,000

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
市営住宅建替事業	平成30年度	5,365,000
給食調理業務委託事業	平成26年度	160,622

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
公立保育所施設整備事業	平成26年度	275,000	平成26年度	298,000

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
社会福祉施設整備事業費	限度額 617,100	限度額 625,100
学校施設整備事業費	限度額 9,944,200	限度額 10,224,200

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 5 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	11,090,000	77,966	11,167,966			
05 項 地方交付税	11,090,000	77,966	11,167,966			
05 目 地方交付税	11,090,000	77,966	11,167,966	地方交付税	77,966	○ (企画財政局) 補正財源として地方交付税を補正 77,966

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	43,037,018	59,308	43,096,326			
05 項 国庫負担金	37,432,038	59,308	37,491,346			
15 目 民生費負担金	36,888,568	59,308	36,947,876	障害者（児）自立支援事業費負担金	59,308	○（健康福祉局） 負担率 1 / 2 障害児通所支援の利用件数の増等に伴う補正 59,308

議136-8

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	9,009,408	196,129	9,205,537			
05 項 県負担金	5,643,424	29,654	5,673,078			
15 目 民生費負担金	5,519,682	29,654	5,549,336	障害者(児))自立支援 事業費負担 金	29,654	○ (健康福祉局) 負担率 1/4 障害児通所支援の利用件数の増等に伴う補 正 29,654

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 県補助金	2,287,621	166,475	2,454,096			
15 目 民生費補助金	2,126,776	166,475	2,293,251	乳幼児等医療費補助金	22,847	○ (健康福祉局) 医療費 1/2 22,334 事務費 1/2 513 乳幼児等医療費の助成額等の増に伴う補正
				保育所等緊急整備事業費補助金	83,628	○ (こども青少年局) 補助率 2/3・8/9 83,628 安心こども基金を活用した法人保育園分園設置促進事業の実施に伴う補正
				子ども・子育て支援制度システム構築補助金	60,000	○ (こども青少年局) 補助率 10/10 60,000 安心こども基金を活用した子ども・子育て支援制度システムの構築に伴う補正

議136-10

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	139,396	7,297	146,693			
05 項 繰越金	139,396	7,297	146,693			
05 目 繰越金	139,396	7,297	146,693	繰越金	7,297	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 7,297

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	29,536,500	288,000	29,824,500			
05 項 市 債	29,536,500	288,000	29,824,500			
15 目 民 生 債	763,300	8,000	771,300	社会福祉施設整備事業債	8,000	○ (こども青少年局) 法人保育園分園設置促進事業の実施に伴う補正 8,000
50 目 教 育 債	10,007,200	280,000	10,287,200	学校施設整備事業債	280,000	○ (教育委員会事務局) 学校施設耐震化事業の実施に伴う補正 280,000

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	24,242,604	280,000	24,522,604	特定財源 280,000 一般財源 0			
10 項 小学校費	9,706,893	280,000	9,986,893	特定財源 280,000 一般財源 0			
10 目 学校建設費	8,382,156	280,000	8,662,156	市 債 280,000	13 委 託 料	280,000	○ 学校施設耐震化事業費（教育委員会事務局） 改築予定地における埋蔵文化財の発掘調査の 実施に伴う補正 280,000

議136-14

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15 民 生 費	10 児 童 福 祉 費	05 児 童 福 祉 総 務 費	法人保育園分園設置促進事業	95,769	県の基金の活用による事業の前倒しに伴い、年度内の完成が見込めないため
15 民 生 費	10 児 童 福 祉 費	05 児 童 福 祉 総 務 費	子 ども ・ 子 育 て 支 援 制 度 関 係 事 業	60,000	子ども・子育て支援新制度に係る電子システムの構築にあたり、年度内の完了が見込めないため
15 民 生 費	25 青 少 年 費	15 児 童 育 成 費	児 童 ホ ー ム 整 備 事 業	36,500	入札不調による再入札に伴い、工事の年度内の完成が見込めないため
15 民 生 費	25 青 少 年 費	15 児 童 育 成 費	児 童 育 成 環 境 整 備 事 業	25,000	入札不調による再入札に伴い、工事の年度内の完成が見込めないため
50 教 育 費	10 小 学 校 費	10 学 校 建 設 費	学 校 施 設 耐 震 化 事 業	280,000	埋蔵文化財の発掘調査を実施する必要が生じ、調査の年度内の完了が見込めないため

3 債務負担行為で平成26年度以降にわたるものについての平成24年度末までの支出額及び平成25年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追加

事 項	限 度 額	平成24年度末までの支出額		平成25年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
市 営 住 宅 建 替 事 業	5,365,000			平成30年度まで	5,365,000	2,562,000	2,533,000		270,000	
給食調理業務委託事業	160,622			平成26年度まで	160,622			14,575	146,047	

変更

事 項	限 度 額	平成24年度末までの支出額		平成25年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
公立保育所施設整備事業	補正前の額			平成26年度まで	275,000		275,000			
	補正額			平成26年度まで	23,000		23,000			
	補正後の額			平成26年度まで	298,000		298,000			

4 市債の平成23年度末及び平成24年度末における現在高並びに平成25年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成23年度末現在高	平成24年度末現在高	平成25年度中増減見込み		平成25年度末現在高見込額
			平成25年度中起債見込額	平成25年度中元金償還見込額	
普通債	165,508,654	158,546,369	23,031,200	16,140,594	165,436,975
土 木	68,949,463	65,233,355	3,103,600	6,695,940	61,641,015
教 育	29,712,434	31,140,293	16,412,700	2,712,003	44,840,990
市 営 住 宅	24,111,177	22,001,735	595,500	2,386,996	20,210,239
住 宅 資 金 貸 付	88,452	57,470	-	14,954	42,516
総 務	135,802	150,363	74,800	7,729	217,434
民 生	5,674,822	6,117,264	1,557,900	608,296	7,066,868
衛 生	27,177,169	24,811,381	688,000	2,868,313	22,631,068
労 働	2,600	2,200	-	400	1,800
商 工	581,792	464,943	43,300	163,779	344,464
消 防	2,222,535	2,174,361	555,400	265,235	2,464,526
準 公 営 企 業	35,950	-	-	-	-
企業会計等出資金	6,816,458	6,393,004	-	416,949	5,976,055
災 害 復 旧 債	88,180	7,658	-	2,677	4,981
公 立 学 校 施 設	192	129	-	64	65
社 会 教 育 施 設	690	462	-	230	232
その他公共施設等	87,298	7,067	-	2,383	4,684
そ の 他	80,040,086	86,020,217	12,998,900	6,277,839	92,741,278
減 税 補 て ん 債	8,528,690	6,991,946	-	1,553,611	5,438,335
臨 時 税 収 補 て ん 債	1,271,392	1,069,894	-	205,548	864,346
臨 時 財 政 対 策 債	50,606,977	57,925,634	12,098,900	3,388,922	66,635,612
退 職 手 当 債	14,457,322	15,012,328	900,000	843,488	15,068,840
減 収 補 て ん 債	5,175,705	5,020,415	-	286,270	4,734,145
合 計	245,636,920	244,574,244	36,030,100	22,421,110	258,183,234

議案第 137 号

平成 25 年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度尼崎市自動車運送事業会計の補正予算（第 1 号）

は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 25 年度尼崎市自動車運送事業会計予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支		出	
第 1 款 自動車運送事業費用	2,814,775 千円	21,487 千円	2,836,262 千円
第 1 項 営業費用	2,776,366 千円	22,474 千円	2,798,840 千円
第 2 項 営業外費用	32,919 千円	△987 千円	31,932 千円

平成 25 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成25年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 自動車 運送事業 費用			2,814,775	21,487	2,836,262	
	1 営業費用		2,776,366	22,474	2,798,840	
		2 車両 修繕費	116,762	4,148	120,910	運賃改定に要する費用の 補正 外注修繕費 4,148
		3 その他 修繕費	5,701	42	5,743	運賃改定に要する費用の 補正 器具及び備品 修繕費 42
		8 運輸 管理費	1,461,510	11,163	1,472,673	運賃改定に要する費用の 補正 備用品費 5,987 負担金 1,050 委託料 4,126
		9 一般 管理費	184,639	7,121	191,760	消費税率引上げに伴うシ ステム改修に要する費用 の補正 委託料 7,121
	2 営業外 費用		32,919	△ 987	31,932	
		2 消費税 及び地方 消費税	30,993	△ 987	30,006	消費税及び地方消費税納 税額の補正

条 例

議案第 138 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、55 歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員に係る当該年齢に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好な成績又は特に良好な成績で勤務した職員に限り行うものとし、当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、市規則で定める基準に従い、決定するものとする。

第 21 条第 3 項中「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「、任命権者」を「任命権者」に改め、「の各号」を削り、「それぞれ当該各号に掲げる」を「当該号に定める」に改め、同項第 2 号中「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同項第 3 号を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「第 6 項」を「第 5 項」に、「第 7 項」を「第 6 項」に、「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 8 項とする。

付則第 35 項ただし書及び第 36 項ただし書中「第 21 条第 5 項、第 6 項及び第 8 項」を「第 21 条第 4 項、第 5 項及び第 7 項」に改め、付則第 57 項を付則第 58 項とし、付則第 44 項から付則第 56 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 43 項中「付則第 38 項」を「付則第 39

項」に、「に定める」を「に規定する」に改め、同項を付則第44項とし、付則第42項中「付則第40項」を「付則第41項」に、「付則第38項」を「付則第39項」に改め、同項を付則第43項とし、付則第41項を付則第42項とし、付則第40項中「付則第38項」を「付則第39項」に、「付則第42項」を「付則第43項」に、「付則第43項」を「付則第44項」に改め、同項を付則第41項とし、付則第37項から付則第39項までを1項ずつ繰り下げ、付則第36項の次に次の1項を加える。

37 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける再任用職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する別表第1又は別表第3の規定の適用については、行政職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第1再任用職員の項中「257,600」とあるのは「236,100」と、「277,800」とあるのは「277,900」と、「319,100」とあるのは「313,500」と、「361,600」とあるのは「342,700」と、「395,400」とあるのは「374,600」と、「447,500」とあるのは「422,700」と、消防職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第3再任用職員の項中「257,600」とあるのは「243,700」と、「277,800」とあるのは「277,900」と、「319,100」とあるのは「313,500」と、「361,600」とあるのは「342,700」とする。

付則に次の1項を加える。

59 再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する第21条第3項及び第6項の規定の適用については、同条第3項中「100分の65」及び「100分の80」とあるのは「100分の14」と、同条第6項第2号中「100分の32.5」とあるのは「100分の6」とする。

別表第1再任用職員の項中「236,100」を「257,600」に、「277,900」を「277,800」に、「313,500」を「319,100」に、「342,700」を「361,600」に、

「374, 600」を「395, 400」に、「422, 700」を「447, 500」に改める。

別表第3再任用職員の項中「243, 700」を「257, 600」に、「277, 900」を「277, 800」に、「313, 500」を「319, 100」に、「342, 700」を「361, 600」に改める。

別表第10アを次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1	1
6	1	1	6	1	1	1	1
7	1	1	7	1	1	1	1
8	1	1	8	1	1	1	1
9	1	1	9	1	1	1	1
10	1	1	10	1	2	2	2
11	1	1	11	1	3	3	3
12	1	1	12	1	4	4	4
13	1	1	13	1	5	5	5
14	1	1	14	1	6	6	6
15	1	1	15	1	7	7	7
16	1	1	16	1	8	8	8
17	1	1	17	1	9	9	9
18	1	1	18	1	10	10	10
19	1	1	19	1	11	11	11
20	1	2	20	1	12	12	12
21	1	3	21	1	13	13	13
22	2	4	22	1	14	14	14
23	3	5	23	1	15	15	15
24	4	6	24	1	16	16	16
25	5	7	25	1	17	17	17

26	6	8	26	1	18	18	18
27	7	9	27	1	19	19	19
28	8	10	28	1	20	20	20
29	9	11	29	1	21	21	21
30	10	12	30	1	22	22	22
31	11	13	31	1	23	23	23
32	12	14	32	1	24	24	24
33	13	15	33	1	25	25	25
34	14	16	34	2	26	26	26
35	15	17	35	3	27	27	27
36	16	18	36	4	28	28	28
37	17	19	37	5	29	29	29
38	18	20	38	6	30	30	30
39	19	21	39	7	31	31	31
40	20	22	40	8	32	32	32
41	21	23	41	9	33	33	33
42	22	24	42	10	34	34	34
43	23	25	43	11	35	35	35
44	24	26	44	12	36	36	36
45	25	27	45	13	37	37	37
46	26	28	46	14	38	38	38
47	27	29	47	15	39	39	39
48	28	30	48	16	40	40	40
49	29	31	49	17	41	41	41
50	30	32	50	18	42	42	41
51	31	33	51	19	43	43	42
52	32	33	52	20	44	44	42
53	33	34	53	21	45	45	43

54	34	34	54	22	45	45	43
55	35	35	55	23	46	46	44
56	36	35	56	24	46	46	44
57	37	36	57	25	47	47	45
58	37	36	58	26	47	47	45
59	38	37	59	27	48	48	46
60	38	38	60	28	48	48	46
61	39	39	61	29	49	49	47
62	39	40	62	30	49	49	47
63	40	41	63	31	50	50	48
64	40	41	64	32	50	50	48
65	41	42	65	33	51	51	49
66	41	42	65	34	51	51	49
67	42	43	66	35	52	52	50
68	42	43	66	36	52	52	50
69	43	44	67	37	53	53	51
70	43	44	67	38	53	53	51
71	44	45	68	39	53	53	52
72	44	45	68	40	54	54	52
73	45	45	69	41	54	54	53
74	45	45	69	42	54	54	53
75	45	46	69	43	54	54	54
76	46	46	70	44	55	55	54
77	46	46	70	45	55	55	55
78	46	46	70	46	55	55	
79	47	47	71	47	55	55	
80	47	47	71	48	56	56	
81	47	47	71	49	56	56	

82	48	47	72	50	56	56	
83	48	48	72	51	56	57	
84	48	48	72	52	57	57	
85	49	48	73	53	57	57	
86	49	48	73	53	57	58	
87	49	49	73	54	57	58	
88	50	49	73	54	58	59	
89	50	49	74	55	58	59	
90	50	49	74	55	58	60	
91	51	50	74	56	58	60	
92	51	50	74	56	59	61	
93	51	50	75	57	59	61	
94		50	75	57	59	62	
95		51	75	57	60	62	
96		51	75	58	60	63	
97		51	76	58	60	63	
98		51	76	58	61	64	
99		52	76	59	61	64	
100		52	76	59	62	65	
101		52	77	59	62	65	
102		52	77	60	63	66	
103		53	77	60	63	66	
104		53	77	60	64	67	
105		53	78	61	64	67	
106		53	78	61	65	68	
107		54	78	61	65	68	
108		54	78	61	66	69	
109		54	79	62	67	69	

110		54	79	62	68		
111		55	79	62	69		
112		55	79	62	70		
113		55	79	63	71		
114		55	80	63	72		
115		56	80	63	73		
116		56	80	63	74		
117		56	80	64	75		
118			80	64			
119			80	64			
120			81	64			
121			81	65			
122			81	65			
123			81	66			
124			81	66			
125			81	67			
126			82	67			
127			82	68			
128			82	68			
129			82	69			
130			82	69			
131			82	70			
132			83	71			
133			83	72			
134			83	73			
135			83	74			
136			83	75			
137			83	76			

138			84	77			
139			84	78			
140			84	79			
141			84	80			
142			84	81			
143			84	82			
144			85	83			
145			85	84			
146				85			
147				86			
148				87			
149				88			
150				89			
151				90			
152				91			
153				92			
154				92			
155				93			
156				93			
157				94			
158				94			
159				95			
160				95			
161				96			

別表第10エ及びオを次のように改める。

エ 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	2	1	1
7	1	1	3	1	1
8	1	1	4	1	1
9	1	1	5	1	1
10	1	2	6	1	2
11	1	3	7	1	3
12	1	4	8	1	4
13	1	5	9	1	5
14	1	6	10	1	6
15	1	7	11	1	7
16	1	8	12	1	8
17	1	9	13	1	9
18	1	10	14	1	10
19	1	11	15	1	11
20	2	12	16	1	12
21	3	13	17	1	13
22	4	14	18	2	14
23	5	15	19	3	15
24	6	16	20	4	16
25	7	17	21	5	17

26	8	18	22	6	18
27	9	19	23	7	19
28	10	20	24	8	20
29	11	21	25	9	21
30	12	22	26	10	22
31	13	23	27	11	23
32	14	24	28	12	24
33	15	25	29	13	25
34	16	26	30	14	26
35	17	27	31	15	27
36	18	28	32	16	28
37	19	29	33	17	29
38	20	30	34	18	30
39	21	31	35	19	31
40	22	32	36	20	32
41	23	33	37	21	33
42	24	34	38	22	34
43	25	35	39	23	35
44	26	36	40	24	36
45	27	37	41	25	37
46	28	38	42	26	38
47	29	39	43	27	39
48	30	40	44	28	40
49	31	41	45	29	41
50	32	42	46	30	42
51	33	43	47	31	43
52	34	44	48	32	44
53	35	45	49	33	45

54	36	46	50	34	45
55	37	47	51	35	46
56	37	48	52	36	46
57	38	49	53	37	47
58	38	50	54	38	47
59	39	51	55	39	48
60	39	52	56	40	48
61	40	53	57	41	49
62	40	54	58	42	49
63	41	55	59	43	50
64	41	56	60	44	50
65	42	57	61	45	51
66	42	58	62	46	51
67	43	59	63	47	52
68	43	60	64	48	52
69	44	61	65	49	53
70	44	61	66	50	53
71	45	62	67	51	53
72	45	62	68	52	54
73	46	63	69	53	54
74	46	63	70	53	54
75	47	64	71	54	54
76	47	64	72	54	55
77	48	65	73	55	55
78	48	65	73	55	55
79	49	66	74	56	55
80	49	66	74	56	56
81	49	67	75	57	56

82	50	67	75	57	56
83	50	68	76	57	56
84	50	68	76	58	57
85	51	69	77	58	57
86	51	69	77	58	57
87	51	69	77	59	57
88	52	69	78	59	58
89	52	70	78	59	58
90	52	70	78	60	58
91	53	70	79	60	58
92	53	70	79	60	59
93	53	71	79	61	59
94	53	71	80	61	59
95	54	71	80	61	60
96	54	71	80	61	60
97	54	72	81	62	60
98	54	72	81	62	61
99	55	72	82	62	61
100	55	72	82	62	62
101	55	73	83	63	62
102	55	73	83	63	63
103	56	73	83	63	63
104	56	74	84	63	64
105	56	74	84	64	64
106	56	74	84	64	65
107	57	75	84	64	65
108	57	75	85	64	66
109	58	75	85	65	67

110	58	76	85	65	
111	59	76	86	66	
112	59	76	86	66	
113	60	77	86	67	
114		77	87	67	
115		77	88	68	
116		78	88	68	
117		78	89	69	
118		78		69	
119		78		70	
120		79		71	
121		79		72	
122		79		73	
123		79		74	
124		80		75	
125		80		76	
126		80		77	
127		81		78	
128		81		79	
129		81		80	
130		82		81	
131		82		82	
132		83		83	
133		83		84	
134		83		85	
135		84		86	
136		84		87	
137		85		88	

138		85		89	
139		86		90	
140		86		91	
141		87		92	
142		87		92	
143		88		93	
144		88		93	
145		88		94	

才 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1

26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29

54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44

82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「第21条第5項、第6項及び第8項」を「第21条第4項、第5項及び第7項」に改める。

(説 明)

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

議案第 139 号

尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和 36 年尼崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

付則第 18 項を付則第 19 項とし、付則第 17 項を付則第 18 項とし、付則第 16 項を付則第 17 項とし、付則第 15 項の次に次の 1 項を加える。

16 平成 26 年 1 月 1 日から同月 31 日までの間に限り、前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の90を乗じて得た金額に100分の90」とする。

付 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（説 明）

市長及び副市長の給料について減額措置を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 140 号

尼崎市提案型協働事業審査会条例について

尼崎市提案型協働事業審査会条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市提案型協働事業審査会条例

(設置)

第 1 条 本市が協働事業（本市及び公益を目的とする事業を行う法人その他の団体が、相互に協力して、本市の区域内における社会的な課題を解決し、市民活動を推進し、その他市民福祉の向上を図るために行う事業をいう。）の実施の提案（以下「協働事業実施提案」という。）を受けた場合における当該協働事業実施提案の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市提案型協働事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

3 委員は、協働事業実施提案の内容の審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと

ができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審査会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市提案型協働事業審査会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 1 号

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例及び尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例及び尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例及び尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和 4 6 年尼崎市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
尼崎市立上ノ島総合センター本館	尼崎市南塚口町 8 丁目 7 番 2 5 号
尼崎市立上ノ島総合センター分館	尼崎市南塚口町 8 丁目 2 2 番 1 8 号
尼崎市立神崎総合センター本館	尼崎市神崎町 3 7 番 3 号
尼崎市立神崎総合センター分館	尼崎市神崎町 1 4 番 2 2 号
尼崎市立水堂総合センター本館	尼崎市水堂町 2 丁目 3 5 番 1 号
尼崎市立水堂総合センター分館	尼崎市水堂町 2 丁目 3 4 番 2 1 号
尼崎市立今北総合センター	尼崎市西立花町 3 丁目 1 4 番 1 号
尼崎市立南武庫之荘総合センタ	尼崎市南武庫之荘 1 1 丁目 6 番

—	15号
尼崎市立塚口総合センター	尼崎市塚口本町2丁目28番1号

第2条 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「尼崎市立総合センター」を「尼崎市立地域総合センター」に改める。

第2条中「の福祉の向上及び住民相互の交流の促進を図る」を「をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与する」に改める。

第3条の表を次のように改める。

名 称	位 置
尼崎市立地域総合センター上ノ島本館	尼崎市南塚口町8丁目7番25号
尼崎市立地域総合センター上ノ島分館	尼崎市南塚口町8丁目22番18号
尼崎市立地域総合センター神崎	尼崎市神崎町14番22号
尼崎市立地域総合センター水堂本館	尼崎市水堂町2丁目35番1号
尼崎市立地域総合センター水堂分館	尼崎市水堂町2丁目34番21号
尼崎市立地域総合センター今北	尼崎市西立花町3丁目14番1号
尼崎市立地域総合センター南武庫之荘	尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号
尼崎市立地域総合センター塚口	尼崎市塚口本町2丁目28番1号

第4条第1項中「目的」の次に「（以下「設置目的」という。）」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「住民」を「市民」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援に関すること。

第4条第2項を削る。

第9条を第18条とし、同条の前に次の6条を加える。

（総合センターの管理）

第12条 総合センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（指定管理者の選定）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、総合センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 総合センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 総合センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第15条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第24

4条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他総合センターの利用に関すること。
- (3) 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、総合センターの管理を行わなければならない。

第8条の見出しを「(尼崎市立地域総合センター運営審議会)」に改め、同条第1項中「尼崎市立総合センター運営審議会」を「尼崎市立地域総合センター運営審議会」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「設備その他の物件」を「付属設備」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

(禁止行為)

第8条 総合センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) 総合センターの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が総合センターの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第6条第1項を次のように改める。

利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、利用者が設置目的に適合した活動を行うために総合センターを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 総合センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (5) その他総合センターの管理上支障があるとき。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(利用時間等)

第5条 総合センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に総合センターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例(昭和48年尼崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第7条を第16条とし、同条の前に次の6条を加える。

(会館の管理)

第10条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、会館の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 会館の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。
- (2) 会館の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

第6条中「設備その他の物件」を「付属設備」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(禁止行為)

第7条 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) 会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件

の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第5条第1項を次のように改める。

利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第5条第2項ただし書中「市長が」を「規則で定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、利用者が第2条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）に適合した活動を行うために会館を利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(3) 会館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) その他会館の管理上支障があるとき。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（利用時間等）

第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の

規定、第2条中尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例第9条を同条例第18条とする改正規定及び同条の前に6条を加える改正規定（第13条から第15条までに係る部分に限る。）、第3条中尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例第7条を同条例第16条とする改正規定及び同条の前に6条を加える改正規定（第11条から第13条までに係る部分に限る。）並びに付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の利用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定は、施行日以後の利用許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の利用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

- 4 尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成25年尼崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第19項を第26項とし、第7項から第18項までを7項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の7項を加える。

7 尼崎市立園田東会館

8 尼崎市立上ノ島総合センター本館及び尼崎市立上ノ島総合センター分館（以下「上ノ島総合センター」という。）

9 尼崎市立神崎総合センター本館及び尼崎市立神崎総合センター分館（以下「神崎総合センター」という。）

10 尼崎市立水堂総合センター本館及び尼崎市立水堂総合センター分館（以下「水堂総合センター」という。）

11 尼崎市立今北総合センター（以下「今北総合センター」とい

う。)

12 尼崎市立南武庫之荘総合センター（以下「南武庫之荘総合センター」という。）

13 尼崎市立塚口総合センター（以下「塚口総合センター」という。）

別表第1備考中「第11項、第12項及び第15項から第17項」を「第8項から第10項まで、第18項、第19項及び第22項から第24項」に改める。

別表第2中第14項を第16項とし、第3項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 尼崎市立園田東会館

4 上ノ島総合センター、神崎総合センター、水堂総合センター、今北総合センター、南武庫之荘総合センター及び塚口総合センター
別表第2備考中「第7項及び第10項から第12項」を「第4項、第9項及び第12項から第14項」に改める。

5 尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を次のように改正する。

別表第1第8項から第13項までを次のように改める。

8 尼崎市立地域総合センター上ノ島本館及び尼崎市立地域総合センター上ノ島分館（以下「総合センター上ノ島」という。）

9 尼崎市立地域総合センター神崎（以下「総合センター神崎」という。）

10 尼崎市立地域総合センター水堂本館及び尼崎市立地域総合センター水堂分館（以下「総合センター水堂」という。）

11 尼崎市立地域総合センター今北（以下「総合センター今北」という。）

12 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘（以下「総合センター南武庫之荘」という。）

13 尼崎市立地域総合センター塚口（以下「総合センター塚口」という。）

別表第1備考中「から第10項まで」を「、第10項」に改める。

別表第2第4項を次のように改める。

- 4 総合センター上ノ島、総合センター神崎、総合センター水堂、総合センター今北、総合センター南武庫之荘及び総合センター塚口

(説明)

尼崎市立総合センター及び尼崎市立園田東会館の管理について、指定管理者制度の導入及び使用料の有料化のため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 2 号

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例

尼崎市企業立地促進条例（平成 1 6 年尼崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「合計額」の次に「（市内に事業所を有する会社等が、公共事業の施行に伴いその損失の補償を受けて当該事業所に係る家屋を除却する場合において、その除却前に当該事業所において営んでいた対象事業と同一の対象事業に係る企業立地を行おうとするときは、当該合計額から当該補償として当該公共事業を施行する者から支払われる額を控除した額）」を加え、同条第 3 項中「第 1 項の」の次に「規定による」を加え、同条第 4 項中「の認定」の次に「（以下「企業立地認定」という。）」を加え、「当該認定」を「当該企業立地認定」に改める。

第 1 0 条の見出しを「（企業立地認定の取消し等）」に改め、同条第 1 項中「市長は、」の次に「認定事業者が」を加え、「第 3 条第 3 項の認定」を「企業立地認定」に改め、同項第 2 号中「に規定する規則で定める期間内に認定事業を開始していない」を「の規定に違反した」に改め、同項第 3 号中「この条例若しくは」の前に「前各号に掲げるもののほか、」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 次条第 2 項の規定に違反したとき。

第 1 0 条第 2 項中「同項の認定」を「企業立地認定」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」の前に「市長は、」を加え、「第 3 条第 3 項の認定」を「企業立地認定」に、「市長は、当該」を「その」に、「又は」を「及び」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 市長は、第 1 項第 3 号に該当することを理由に同項の規定により企

業立地認定を取り消したときは、当該企業立地認定を受けていた会社等に対し、第6条の規定により固定資産税及び都市計画税の軽減を受けていた期間内において同条の規定により控除された額の合計額の範囲内で規則で定める額を支払わせることができる。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 認定事業者は、通算して5年以上認定事業に係る事業所において製造、研究、開発等（以下「製造等」という。）を行わなければならない。ただし、災害、倒産（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項第1号に規定する倒産をいう。）その他やむを得ない事由により通算して5年以上製造等を行うことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市企業立地促進条例第3条第1項、第10条第1項及び第4項並びに第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に尼崎市企業立地促進条例第3条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をする会社又は個人（以下「会社等」という。）について適用し、同日前に認定申請をした会社等については、なお従前の例による。

（説 明）

企業立地促進制度を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 143 号

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成 18 年尼崎市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 3 項中「その 100 分の 5 に相当する額を加えた金額」を「100 分の 108 を乗じて得た額」に改める。

第 35 条第 1 項第 1 号中「（当該）」を「（以下「卸売代金合計額」という。）（当該）」に、「次号において」を「以下」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 卸売代金合計額（卸売代金変更物品にあつては、卸売代金変更物品合計額。以下同じ。）の 100 分の 8 に相当する額

第 35 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 卸売代金合計額と第 2 号に掲げる額との合計額から前 2 号に掲げる額を控除した額

第 35 条第 2 項中「その」を「、その」に改める。

別表中「221 円」を「227 円」に、「926 円」を「953 円」に、「1,428 円」を「1,469 円」に、「641 円」を「659 円」に、「1,869 円」を「1,922 円」に、「1,155 円」を「1,188 円」に、「1,355 円」を「1,393 円」に、「714 円」を「734 円」に、「1,313 円」を「1,350 円」に、「717,150 円」を「737,640 円」に、「882,000 円」を「907,200 円」に、「2,037 円」を「2,095 円」に、「368 円」を「378 円」に、「6,825 円」を「7,020 円」に、「284 円」を「292 円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市公設地方卸売市場業務条例第33条第3項及び第35条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる卸売について適用し、施行日前にされた卸売については、なお従前の例による。

3 施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 4 号

公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
公衆便所の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年尼崎市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 6 項」に改める。

別表西難波公衆便所の項を削る。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

（説 明）

西難波公衆便所を廃止するため、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

議案第 145 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 39 号の 3 中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改め、同項第 62 号中「建築基準法第 6 条第 5 項に規定する」を削り、「100 分の 105」を「100 分の 108」に改め、同項第 71 号中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第 2 条第 1 項第 39 号の 3、第 62 号及び第 71 号の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 6 号

尼崎市営住宅等 P F I 事業者選定委員会条例について

尼崎市営住宅等 P F I 事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅等 P F I 事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業で本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅又は特定公共賃貸住宅の建替え等に係るもの（以下「市営住宅等建替事業」という。）に係る選定事業者（同条第 5 項に規定する選定事業者をいう。）となるべき事業者（以下「P F I 事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、市営住宅等建替事業ごとに尼崎市営住宅等 P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、P F I 事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 147 号

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例

尼崎市下水道条例（昭和 35 年尼崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開しよう」を「再開し、休止し、又は廃止しよう」に、「旨」を「旨を」に改める。

第 9 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に、「を使用料として」を「の使用料を」に改め、同条第 2 項中「基本使用料及び従量使用料は、」を「前項の基本使用料及び従量使用料は、次表の左欄に掲げる」に、「次の」を「それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる」に改め、同条第 3 項中「1 月に」を「使用者が」に、「市長の」を「市長が別に」に改め、「汚水を」の次に「、1 月につき」を加え、「使用者から徴収する使用料の額は、前 2 項」を「ときは、第 1 項」に、「前項」を「当該使用者から、前項」に、「得た額と当該」を「算定した額に、当該」に、「とを合算した額に 100 分の 105」を「を加えて得た額に 100 分の 108」に、「とする」を「の使用料を徴収する」に改め、同条第 4 項を削る。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 7 条第 1 項前段の規定による届出をすべき者が当該届出をしないで公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止したときは、当該者が公共下水道の使用を開始し、再開し、休止し、又は廃止した日を市長が認定して、前項の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市下水道条例第9条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に排除された汚水に係る使用料について適用し、同日前に排除された汚水に係る使用料については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 148 号

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

尼崎市水道事業給水条例（昭和 35 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 33 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 38 条の 2 中「53 円」を「54 円」に改める。

第 39 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 39 条の 2 第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに付則第 4 項及び第 5 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 30 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 33 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 38 条の 2 の規定は、施行日以後の定例日（尼崎市水道事業給水条例第 31 条第 1 項に規定する定例日をいう。以下同じ。）に計量した使用水量をもって算定する水道料金について適用し、施行日前の定例日に計量した使用水量をもって算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第 39 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 26 年

4月1日以後の申込みに係る給水装置の新設・改造工事（尼崎市水道事業給水条例第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事をいう。以下同じ。）に係る分担金について適用し、同日前の申込みに係る給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

（委任）

5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

（説明）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 149 号

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

尼崎市工業用水道条例（昭和 37 年尼崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項及び第 35 条第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第 31 条第 1 項及び第 35 条第 3 項の規定は、平成 26 年 5 月以後の月分の料金について適用し、同年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。

（説 明）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 150 号

尼崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例について
尼崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例
尼崎市乗合自動車乗車料条例（昭和 30 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

乗合自動車に乗車する者（以下「乗客」という。）は、次条及び第 6 条第 1 項の規定により定められた乗車料を納めなければならない。ただし、1 歳未満の乗客及び乗客（6 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（以下「未就学児」という。）を除く。以下「保護者等」という。）が同伴する未就学児（1 歳未満の者を除く。）である乗客（保護者等 1 人につき 2 人までに限る。）は、無料とする。

第 2 条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第 3 条第 1 項中「おいて」を「おいて、」に改め、同項第 1 号ア中「200 円」を「210 円」に改め、同号イ中「12 歳未満の」を「1 歳に達する日から 12 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある」に、「100 円」を「110 円」に改め、同項第 3 号ア中「2,000 円」を「2,100 円」に改め、同号イ中「1,000 円」を「1,100 円」に改め、同条第 2 項中「係る」の次に「同号に掲げる」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

(説 明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 151 号

尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例について
尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例
尼崎市貸切自動車乗車料条例（昭和 30 年尼崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用に係る貸切自動車の乗車料については、なお従前の例による。

（説 明）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 152 号

工事請負契約について

成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市蓬川町 302 番地の 2
工事概要 本校舎棟等耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 197,100,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 5 番地 6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	本校舎棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟
	延べ面積 3,826平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	東便所棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 231平方メートル
	主な工法 開口閉塞
	西便所棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟
	延べ面積 172平方メートル
	主な工法 開口閉塞
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 926平方メートル
	主な工法 鉄骨屋根補強
耐震補強工事に伴う電気設備工事	
// 機械設備工事	

議案第 153 号

指定管理者の指定について

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市七松町 3 丁目 8 番 8 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 村 山 保 夫 |
| 4 | 指定期間 | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 154 号

指定管理者の指定について

総合老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 総合老人福祉センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市東難波町 4 丁目 9 番 25 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市東大物町 1 丁目 1 番 2 号
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
理事長 公 門 将 彰 |
| 4 | 指定期間 | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

総合老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第155号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成25年12月3日提出

尼崎市長 稲村和美

1 事件名 建物明渡し等請求事件

2 裁判所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当事者 原告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村和美

被告

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

4 事件の概要

(1) 原告本市は、本市市営住宅、改良住宅及びコミュニティ住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居者たる被告 [Redacted]

